

2024年7月5日  
日 本 銀 行

「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準」等の一部改正について

日本銀行は、下記1. および2. の諸規程をそれぞれ別紙1および別紙2のとおり一部改正し、本日から実施することを決定しましたので、お知らせします。

本改正は、主に、取引先金融機関等が現金授受事務を他の事業者に委託している場合に、委託先が同事務を他者に再委託するときの条件を見直したものです。

#### 記

1. 「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準」・・・別紙1
2. 「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準細目」・・・別紙2

本件照会先：発券局総務課総合企画グループ（電話番号：048-449-7115）

「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 日本銀行本店、支店または寄託券保管店における現金授受事務を委託する者（以下「委託先」という。）の範囲はが、以下のとおりとするいずれかに該当すること。

- (1)
  - (2)
  - (3)
  - (4)
  - (5)
- 略（不変）

○ 3. (5) を横線のとおり改める。

(5) 複数の取引先金融機関等の委託先となる場合には、それに応じたその全てについて、委託された現金授受事務を遂行しうる事務処理体制を整備していること。

○ 4. (1) ハ. の次に次のニ. を加える。

ニ. 委託先が現金授受事務にかかる現金整理の事務等の委託を受けている場合において、当該現金整理の方法等に問題があるときは、取引先金融機関等および委託先は、日本銀行の求めに応じ、是正措置を講じること。

○ 4. (2) を横線のとおり改める。

(2) 取引先金融機関等が上記1. (5) に掲げる者を委託先とする場合には、(1) の内容に加えて以下の内容を含むこと。

~~イ. 取引先金融機関等および委託先は、日本銀行の求めに応じて、現金の流通動向に関する情報等を提供すること。また、現金の流通動向に影響を及ぼし得る経営上の施策を講じる場合には、当該情報を日本銀行に提供すること。~~

~~ロ. 委託先が現金授受事務にかかる現金整理の事務等の委託を受けている場合において、当該現金整理の方法等に問題があるときは、取引先金融機関等および委託先は、日本銀行の求めに応じ、是正措置を講じること。~~

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 取引先金融機関等が、現金授受事務を他の事業者~~に委託し、当該事業者委託先が同事務を他者に再委託する場合には、当該再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)~~を上記1. ~~に定める委託先とみなし、本基準の規定を適用する。~~この場合において、~~当該事業者については、本基準の規定にかかわらず、以下の条件を満たすことを要するもの~~の条件は以下のとおりとする。

~~(1) 上記1. (1) または (2) に掲げる者に該当すること。~~

~~(2) 上記2. および5. に定める条件を満たすこと。~~

~~(3) 上記4. に基づき、取引先金融機関等および再委託先が同項に定める事項を約す場合には、当該事業者についても当該取引先金融機関等と同様に扱い、日本銀行に対し、当該事項を約すこと。~~

(1) 委託先から再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)が、上記1. (1) から(5)に定める者のいずれかに該当すること。

(2) 再委託先の業務および経営の内容に特段の問題がないこと。

(3) 再委託先の事務処理にかかる体制に特段の問題がないこと。具体的には、次の要件を満たすこと。

イ. 現金の取扱いについて十分な知識および経験を有する職員が、現金授受事務に従事すること。

ロ. 現金授受事務を適切に行うために必要な車両その他の設備および機材を確保していること。

ハ. 取引先金融機関等、取引先金融機関等が代理人を介して再委託を行う場合の当該代理人および委託先の再委託先に対する指導体制に格別懸念される点がないこと。

ニ. 警備輸送会社が再委託先となる場合には、当該警備輸送会社において、取引先金融機関等からの現金配送事務の受託につき、相応の実績があること。

ホ. 複数の取引先金融機関等から委託または再委託を受けることとなる場合には、その全てについて、委託された現金授受事務を遂行しうる事務処理体制を整備していること。

(4) 取引先金融機関等が上記 1. (4) または (5) に掲げる者を再委託先とする場合には、当該取引先金融機関等、当該委託先および当該再委託先が、日本銀行に対し、次に掲げる内容を含め、再委託先による現金授受事務の適切な実施を確保するために必要な事項を約すこと（取引先金融機関等が代理人を介して再委託を行う場合には、当該代理人についても当該取引先金融機関等と同様に扱い、日本銀行に対し当該事項を約すこと。）。

イ. 取引先金融機関等が上記 1. (4) に掲げる者を再委託先とする場合には、以下の内容を含むこと。

(イ) 取引先金融機関等、委託先および再委託先は、日本銀行の求めに応じ、再委託先の業務および経営の状況ならびに現金授受事務の実施状況に関する情報を提供すること。

(ロ) 再委託先の現金授受事務等に問題がある場合には、取引先金融機関等、委託先および再委託先は、日本銀行の求めに応じ、是正措置を講じること。

(ハ) 現金授受に関する規則違反など、再委託先に対する現金授受事務の再委託を継続し難い重大な事由がある場合には、取引先金融機関等および委託先は、日本銀行の求めに応じ、同事務の再委託を直ちに終了すること。再委託先は、これに従うこと。

(ニ) 再委託先が現金授受事務にかかる現金整理の事務等の委託を受けている場合において、当該現金整理の方法等に問題があるときは、取引先金融機関等、委託先および再委託先は、日本銀行の求めに応じ、是正措置を講じること。

ロ. 取引先金融機関等が上記 1. (5) に掲げる者を再委託先とする場合には、イ. の内容に加えて、取引先金融機関等、委託先および再委託先は、日本銀行の求めに応じて、現金の流通動向に関する情報等を提供すること。また、現金の流通動向に影響を及ぼし得る経営上の施策を講じる場合には、当該情報を日本銀行に提供すること。

(5) その他現金授受事務の適切な運用を確保するうえで特段の支障がないと認められること。

「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準細目」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 委託基準2. および6. (2)に定める委託先の業務および経営の内容に関する条件の細目は、以下のとおりとする。

(1) 委託先または再委託先が以下の条件を満たす場合には、委託基準2. および6. (2)に定める「業務の内容に特段の問題がないこと」の要件を満たすものとして取扱う。

イ. 委託先または再委託先の定款上、現金授受事務を行い得ること

ロ. 取引先金融機関等（取引先金融機関等が代理人を介して委託を行う場合には当該代理人）との間で、日本銀行との間の現金授受事務に関する業務委託契約が締結される見込みにあるまたは締結されていること（委託基準6. に定める再委託の場合には、取引先金融機関等と委託基準1. ~~（1）~~または（2）に掲げる者先との間で当該事務に関する業務委託契約が締結される見込みにあるまたは締結されていること、かつ、当該者委託先と再委託先との間で当該事務に関する再委託契約が締結される見込みにあるまたは締結されていること）。

ハ. 委託先または再委託先による具体的な事務の形態等に応じ、貨物自動車運送事業法、警備業法その他の法令に基づく所要の許認可等を受けていること。

ニ. その他、当該委託先または再委託先における現金の運搬警備業務に関する法令の遵守状況等に照らし、当該委託先または再委託先の業務の遂行に関して特段の懸念事項がないと認められること。

(2) 委託基準2. および6. (2)に定める「経営の内容に特段の問題がないこと」については、以下のとおり取扱う。

イ. 取引先金融機関等が委託基準1. (1)、(4)または(5)に掲げる者を委託先または再委託先とする場合には、当該取引先金融機関等から提出さ

れた当該委託先または再委託先の財務状況等に関する資料の内容に照らし、その事業の継続に重大な支障が生じるおそれがないと認められること。当該委託先または再委託先が次の条件を全て満たすときは、「その事業の継続に重大な支障が生じるおそれがない」の要件を満たすものとして取扱う。

- (イ)
  - (ロ)
  - (ハ)
- 略（不変）

ロ．取引先金融機関等が委託基準 1. (2) または (3) に掲げる者を委託先または再委託先とする場合には、当該委託先または再委託先が属する業態にかかる各業法に基づき算出された連結および単体自己資本比率が、直前の決算期末において 4%以上（国際統一基準が適用される者については 8%以上）であること。

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 取引先金融機関等が警備輸送会社を委託先または再委託先とする場合において、以下のいずれかの条件を満たすときは、特段の事情がない限り、委託基準 3. (4) および 6. (3) 二. に定める「相応の実績」の要件を満たすものとして取扱う。

(1) 直前の 1 年間のうちに、取引先金融機関等（当該委託先または再委託先に現金授受事務を委託または再委託しようとする取引先金融機関等に限らない。以下 2. において同じ。）からの委託を受けて、またはこれに同伴して日本銀行のいずれかの本支店または寄託券保管店に立入り、当該取引先金融機関等の現金授受事務を実施または補助した経験があること。

(2) 略（不変）

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 委託基準 5. および 6. (5) に定める「特段の支障がない」ことについては、取引先金融機関等から提出された書面の内容等に照らし、以下の条件を全て満たすことを含む。

(1) 取引先金融機関等が、委託先または再委託先が反社会的勢力（「暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団または暴力団員その他の反社会的勢力) ではないことを確認していること。

- (2) 取引先金融機関等(代理人を介して委託を行う場合には、取引先金融機関等およびその代理人) が、委託先または再委託先が現金授受事務を遂行できない場合に、当該事務を自ら実施するなど、バックアップ体制を整えていること。